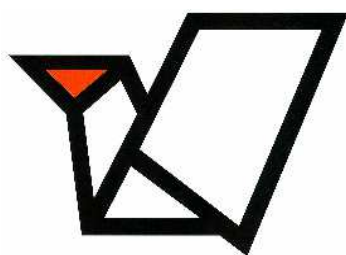


令和5年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会
議案書



令和5年3月28日

神奈川県後期高齢者医療広域連合

【このページは空白です】

令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会

第1回定例会議案書 目次

	ページ 番号
議員提出議案	
議員提出議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例 について	1
議案	
議案第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について	27
議案第2号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会 設置条例について	33
議案第3号 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する 条例について	41
議案第4号 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例につ いて	47
議案第5号 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例について	61
議案第6号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第1号)について	63
議案第7号 令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第1号)について	77
議案第8号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算につ いて	91
議案第9号 令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算について	115
議案第10号 訴えの提起について	139

【このページは空白です】

議員提出議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例に
ついて

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合	議員	寺	田	弘	子
	議員	吉	田	敏	郎
	議員	梶	尾	明	
	議員	鈴	木	朋	子
	議員	関	沢	敏	行
	議員	納	所	輝	次
	議員	佐	藤	貴	子
	議員	中	村	一	夫

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 5 1 条による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止などの手続きや個人情報の適正な取扱いについて規定することにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護するため条例を制定する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合議会個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 個人情報等の取扱い（第4条－第16条）
- 第3章 個人情報ファイル（第17条）
- 第4章 開示、訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第18条－第30条）
 - 第2節 訂正（第31条－第37条）
 - 第3節 利用停止（第38条－第43条）
 - 第4節 審査請求（第44条－第46条）
- 第5章 雑則（第47条－第52条）
- 第6章 罰則（第53条－第57条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会（以下「議会」という。）における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの

(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、議長が定めるものをいう。

(1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であって、当該特定の個人を識別することができるもの

(2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして議長が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第2条第1項に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。

5 この条例において「個人情報ファイル」とは、保有個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいう。

(1) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

(2) 前号に掲げるもののほか、一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することが

できるように体系的に構成したもの

- 6 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。
- 7 この条例において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 8 この条例において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。
 - (1) 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
 - (2) 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 9 この条例において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。
- 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- 11 この条例において「保有特定個人情報」とは、職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議

会が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。

12 この条例において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）別表第1に掲げる法人をいう。

13 この条例において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。

（議会の責務）

第3条 議会は、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

第2章 個人情報等の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 議会は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第12条第2項第2号及び第3号並びに第4章において同じ。）の規定によりその権限に属する事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 議会は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

3 議会は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（利用目的の明示）

第5条 議会は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

（1）人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

（2）利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

（3）利用目的を本人に明示することにより、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を

及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(不適正な利用の禁止)

第6条 議会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 議会は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

(正確性の確保)

第8条 議会は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第9条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、議会に係る個人情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(従事者の義務)

第10条 個人情報の取扱いに従事する職員若しくは職員であった者、前条第2項の業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この条及び第53条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(漏えい等の通知)

第11条 議長は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとしてその定めるものが生じたときは、本人に対し、その定めるところにより、当該事態が生じた旨を通知しなければならない。ただし、次の各号の

いずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人への通知が困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるとき。
- (2) 当該保有個人情報に第20条各号に掲げる情報のいずれかが含まれるとき。

(利用及び提供の制限)

第12条 議会は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、議会は、議長が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 議会が法令の規定によりその権限に属する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であつて、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (3) 広域連合長、選挙管理委員会、監査委員、他の地方公共団体の機関、他の地方公共団体が設立した地方独立行政法人、法第2条第8項に規定する行政機関又は独立行政法人等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の条例の規定の適用を妨げるものではない。

4 議長は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための議会の内部における利用を議会

の事務局の特定の組織又は職員に限るものとする。

- 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第12条第1項	法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的	利用目的以外の目的
	自ら利用し、又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第12条第2項	自ら利用し、又は提供する	自ら利用する
第12条第2項第1号	本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第30条	負担しなければならない	負担しなければならない。この場合において、議長が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる
第38条第1項第1号	又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定に

		違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	第12条第1項及び第2項	番号利用法第19条

（保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第13条 議長は、利用目的のために又は前条第2項第3号若しくは第4号の規定に基づき、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求）

第14条 議長は、第三者に個人関連情報を提供する場合（当該第三者が当該個人関連情報を個人情報として取得することが想定される場合に限る。）において、必要があると認めるときは、当該第三者に対し、提供に係る個人関連情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人関連情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（仮名加工情報の取扱いに係る義務）

第15条 議会は、法令に基づく場合を除くほか、仮名加工情報（個人情報で

- あるものを除く。以下この条及び第49条において同じ。)を第三者(当該仮名加工情報の取扱いの委託を受けた者を除く。)に提供してはならない。
- 2 議長は、その取り扱う仮名加工情報の漏えいの防止その他仮名加工情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。
 - 3 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、削除情報等(仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに法第41条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報をいう。)を取得し、又は当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。
 - 4 議会は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて議長が定めるものをいう。)を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。
 - 5 前各項の規定は、議会に係る仮名加工情報の取扱いの委託(2以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(匿名加工情報の取扱いに係る義務)

- 第16条 議会は、匿名加工情報を取り扱うに当たっては、法令に基づく場合を除き、当該匿名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該個人情報から削除された記述等若しくは個人識別符号若しくは法第43条第1項の規定により行われた加工の方法に関する情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない。
- 2 議会は、匿名加工情報の漏えいを防止するために必要なものとして議長が定める基準に従い、匿名加工情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、議会に係る匿名加工情報の取扱いの委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

第3章 個人情報ファイル

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

- (1) 個人情報ファイルの名称
- (2) 個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称
- (3) 個人情報ファイルの利用目的
- (4) 個人情報ファイルに記録される項目（以下この条において「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。次項第1号カにおいて同じ。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲（次項第2号において「記録範囲」という。）
- (5) 個人情報ファイルに記録される個人情報（以下この条において「記録情報」という。）の収集方法
- (6) 記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- (7) 記録情報を議会以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- (8) 次条第1項、第31条第1項又は第38条第1項の規定による請求を受理する組織の名称及び所在地
- (9) 第31条第1項ただし書又は第38条第1項ただし書に該当するときは、その旨

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ 専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル

ウ 1年以内に消去することとなる記録情報のみを記録する個人情報ファイル

エ 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する記録情報を記録した個人情報ファイルであって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを記録するもの

オ 職員が学術研究の用に供するためその発意に基づき作成し、又は取得する個人情報ファイルであって、記録情報を専ら当該学術研究の目的のために利用するもの

カ 本人の数が議長が定める数に満たない個人情報ファイル

キ アからカまでに掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル。

(2) 前項の規定による公表に係る個人情報ファイルに記録されている記録情報の全部又は一部を記録した個人情報ファイルであって、その利用目的、記録項目及び記録範囲が当該公表に係るこれらの事項の範囲内のもの

(3) 前号に掲げる個人情報ファイルに準ずるものとして議長が定める個人情報ファイル

3 第1項の規定にかかわらず、議長は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載し、又は個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載することにより、利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報ファイルを個人情報ファイル簿に掲載しないことができる。

第4章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(以下この章において「代理人」と総称する。)は、本人に代わって前項の規定による開示の請求(以下この章及び第48条において「開示請求」とい

う。)をすることができる。

(開示請求の手續)

第19条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面(第3項において「開示請求書」という。)を議長に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる事項

2 前項の場合において、開示請求をする者は、議長が定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること(前条第2項の規定による開示請求にあつては、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること)を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第20条 議長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(1) 開示請求者(第18条第2項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第3号、次条第2項並びに第27条第1項において同じ。)の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。た

だし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。）に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 広域連合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(5) 広域連合の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事

業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 議長が第24条各項の決定（以下「開示決定等」という。）をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

（部分開示）

第21条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第2号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第22条 議長は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めると

きは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第23条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、議長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第24条 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し議長が定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第5条第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

2 議長は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第25条 開示決定等は、開示請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第19条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第26条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にその全てについて開示決定等をするにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、議長は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定す

る期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

2 前条の規定による開示決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第27条 開示請求に係る保有個人情報に国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第45条第2項第3号及び第46条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、議長は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、議長が定めるところにより、当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下この章において「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が含まれている保有個人情報を第22条の規定により開示しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、開示決定後直ちに、当該意見書（第45条において「反対意見書」とい

う。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第28条 保有個人情報の開示は、当該保有個人情報が、文書又は図画に記録されているときは閲覧又は写しの交付により、電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して議長が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による保有個人情報の開示にあつては、議長は、当該保有個人情報が記録されている文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 議長は、前項の規定に基づく電磁的記録についての開示の方法に関する定めを一般の閲覧に供しなければならない。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける者は、議長が定めるところにより、議長に対し、その求める開示の実施の方法等を申し出なければならない。

4 前項の規定による申出は、第24条第1項に規定する通知があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(他の法令による開示の実施との調整)

第29条 議長は、他の法令の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る保有個人情報が前条第1項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同項本文の規定にかかわらず、当該保有個人情報については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(開示請求の手数料)

第30条 議長に対し開示請求をする者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第31条 何人も、自己を本人とする保有個人情報（次に掲げるものに限る。第38条第1項において同じ。）の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下この章において同じ。）を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の訂正に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報

(2) 開示決定に係る保有個人情報であつて、第29条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの

2 代理人は、本人に代わつて前項の規定による訂正の請求（以下この章及び第48条において「訂正請求」という。）をすることができる。

3 訂正請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第32条 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「訂正請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 訂正請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 訂正請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、訂正請求をする者は、議長が定めるところにより、訂正請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による訂正請求にあつては、訂正請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下この章において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の訂正義務)

第33条 議長は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必

要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。

(訂正請求に対する措置)

第34条 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をするときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、訂正請求に係る保有個人情報の訂正をしないときは、その旨の決定をし、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限)

第35条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から30日以内にしなければならない。ただし、第32条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、訂正請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(訂正決定等の期限の特例)

第36条 議長は、訂正決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に訂正決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、訂正請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 訂正決定等をする期限

2 前条の規定による訂正決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

(保有個人情報の提供先への通知)

第37条 議長は、第34条第1項の決定に基づく保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 第4条第2項の規定に違反して保有されているとき、第6条の規定に違反して取り扱われているとき、第7条の規定に違反して取得されたものであるとき、又は第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

3 利用停止請求は、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手續)

第39条 利用停止請求は、次に掲げる事項を記載した書面（第3項において「利用停止請求書」という。）を議長に提出してしなければならない。

(1) 利用停止請求をする者の氏名及び住所又は居所

(2) 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日その他当該保有個人情報を特定するに足りる事項

(3) 利用停止請求の趣旨及び理由

2 前項の場合において、利用停止請求をする者は、議長が定めるところにより、利用停止請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による利用停止請求にあつては、利用停止請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(保有個人情報の利用停止義務)

第40条 議長は、利用停止請求があつた場合において、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしなければならない。ただし、当該保有個人情報の利用停止をすることにより、当該保有個人情報の利用目的に係る事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(利用停止請求に対する措置)

第41条 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をするときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

2 議長は、利用停止請求に係る保有個人情報の利用停止をしないときは、その旨の決定をし、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限)

第42条 前条各項の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があつた日から30日以内にしなければならない。ただし、第39条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、議長は、利用停止請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用停止決定等の期限の特例)

第43条 議長は、利用停止決定等に特に長期間を要すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、相当の期間内に利用停止決定等をすれば足りる。この場合において、議長は、同条第1項に規定する期間内に、利用停止請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 利用停止決定等をする期限

2 前条の規定による利用停止決定等をしなければならない期間に、議長及び副議長がともに欠けている期間があるときは、当該期間の日数は、同条の期間に算入しない。

第4節 審査請求

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第44条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

(審査会への諮問)

第45条 開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について審査請求があったときは、議長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第2条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の利用停止をすることとする場合

2 前項の規定により諮問した場合には、議長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この項及び次条第2号において同じ。）

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対意見書を提出した

第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等）

第46条 第27条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第5章 雑則

（適用除外）

第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）

第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の特定その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（個人情報等の取扱いに関する苦情処理）

第49条 議長は、議会における個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（審査会への諮問）

第50条 議長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審査会に諮問することができる。

（施行の状況の公表）

第51条 議長は、毎年度、この条例の施行の状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(委任)

第52条 この条例の実施に関し必要な事項は、議長が定める。

第6章 罰則

第53条 職員若しくは職員であつた者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第56条 前3条の規定は、本広域連合の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第57条 偽りその他不正の手段により、第24条第1項の決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【このページは空白です】

議案第 1 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 5 1 条による個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、個人情報の取扱いは全国的な共通ルールが適用されることとなったため、条例の全部を改正する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（平成19年条例第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、神奈川県後期高齢者医療広域連合における個人情報保護上必要な事項を定めることを目的とする。

（用語）

第2条 この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、広域連合長、選挙管理委員会及び監査委員をいう。

（登録簿）

第3条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

- （1）個人情報取扱事務の名称
- （2）個人情報取扱事務をつかさどる組織の名称
- （3）個人情報取扱事務の目的
- （4）個人情報として記録される項目（以下「記録項目」という。）及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として個人情報ファイルに記録される個人の範囲
- （5）個人情報の収集方法
- （6）個人情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨
- （7）個人情報を当該機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先
- （8）前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、法第74条第2項各号（第5号、第9号及び第11号を

除く。)及び令第19条第3項各号の規定中「個人情報ファイル」とあるのを「個人情報」と読み替えた場合における法第74条第2項各号(第9号及び第11号を除く。)の規定に掲げる個人情報を取り扱う事務については適用しない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、記録項目の一部若しくは同項第5号若しくは第7号に掲げる事項を登録簿に記載し、又は個人情報取扱事務を登録簿に掲載することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その記録項目の一部若しくは事項を記載せず、又はその個人情報取扱事務を登録簿に掲載しないことができる。
- 4 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。
- 5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿に登録されている個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務を個人情報取扱事務登録簿から抹消しなければならない。
- 6 実施機関は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(開示請求に係る手数料)

第4条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。ただし、規則で定めるところにより、作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第5条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(情報公開・個人情報保護審査会への諮問)

第6条 実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例(令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号)第2条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、又は意見を求めることができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合、その他の実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定め、あるいはその解釈につき疑義が生じた場合等として規則で定める場合

(死者に関する情報)

第7条 法第5章(第4節を除く。)の規定及びこの条例の規定(第4条及び第5条を除く。)は、死者に関する情報の取扱いについて準用する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)附則第1条第7号に掲げる規定(同法第51条の規定に限る。)の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 次に掲げる者に係る改正前の神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例(以下「旧条例」という。)第15条の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

2 この条例の施行の前日に旧条例第19条、第32条又は第41条の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第1

8条に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第2条に規定する保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 前2項の規定は、本広域連合の区域外においてこれらの項の罪を犯した者にも適用する。

第3条 この条例の施行前にした行為に対する旧条例第62条から第68条に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。

【このページは空白です】

議案第 2 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会
設置条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置
条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

個人情報保護法の一部改正に伴い、これまで神奈川県後期高齢者医療
広域連合情報公開条例に規定されていた情報公開・個人情報保護審査会
の設置及び組織並びに調査審議の手續等について、統一的に定めるため
条例を制定する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護
審査会設置条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 設置及び組織（第2条－第7条）

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続（第8条－第16条）

第2節 情報公開制度及び個人情報の取扱いについての調査審議の手続（第17条・第18条）

第4章 雑則（第19条・第20条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

第2章 設置及び組織

（設置）

第2条 次に掲げる事務を行うために、広域連合に、神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（1）神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号。以下「情報公開条例」という。）第17条による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（2）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。

（3）情報公開条例第20条による諮問又は意見の求めに応じ調査審議し、又は意見を述べること。

(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号。以下「個人情報保護条例」という。）第6条の規定による諮問又は意見の求めに応じ調査審議し、又は意見を述べること。

(5) 本条第1号から第4号までに掲げるもののほか、神奈川県後期高齢者医療広域連合の情報公開・個人情報保護に関する施策について自ら意見を述べること。

（組織）

第3条 審査会は、委員5人をもって組織する。

（委員）

第4条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、広域連合長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 広域連合長は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

（会長）

第5条 審査会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、広域連合事務局において処理する。

第3章 審査会の調査審議の手続

第1節 開示決定等に係る審査請求についての調査審議の手続

(定義)

第8条 この節において「諮問庁」とは、次に掲げる者をいう。

(1) 情報公開条例第17条の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

2 この節において「行政文書」とは、情報公開条例第17条に規定する開示決定等に係る行政文書（同条例第2条第1項に規定する行政文書をいう。以下この項において同じ。）をいう。

3 この節において「保有個人情報」とは、法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、行政文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第16条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された行政文書若しくは保有個人情報閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の写しの送付等）

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められ

るとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第14条 審査会の行う調査審議の手続は、公開しない。

（審査請求の制限）

第15条 この条例の規定による審査会又は委員の処分又はその不作為については、審査請求をすることができない。

（答申書の送付等）

第16条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

第2節 情報公開制度及び個人情報取扱いについての調査審議の手続

（定義）

第17条 この節において「諮問庁」とは、次の機関をいう。

（1）情報公開条例第20条の規定により審査会に諮問をした実施機関

（2）個人情報保護条例第6条の規定により審査会に諮問をした実施機関

（審査会の調査権限）

第18条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、資料の提示又は諮問庁の職員による説明を求めることができる。

2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを

拒んではならない。

第4章 雑則

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第20条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合規則第16号）第1条の規定により広域連合に置かれた同条に規定する神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第4条第1項の規定による任命を受けたものとみなす。

2 施行日前に個人情報保護条例又は情報公開条例の規定により旧審査会にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、同条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

【このページは空白です】

議案第 3 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する
条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例
を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、関係法令及び関係条例との整合性を図るため所要の改正を行う。

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第22条の2」を「一第19条」に、「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（第22条の3―第23条）」を「情報公開制度に関する諮問（第20条）」に、「第24条―第27条」を「第21条―第24条」に改める。

第2条中「その分掌する事務に関して」を削り、「において管理」を「の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有」に改める。同条第2号を次のように改める。

（2）公文書館、研究所、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について、公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第4条に規定する方法に準ずる方法により、適切な管理を行うものとして広域連合長が指定した施設において、当該資料として当該準ずる方法で管理がされているもの

同条第3号を削る。

第6条中「行政文書の」を「前条の規定による」に改め、「場合を除き、」を「場合を除き、公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）に対し、」に改める。同条各号を次のように改める。

（1）個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第60条第3項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第4項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第1項に規定する保有個人情報から削除した同法第2条第1項第1号に規定する記述等若しくは同条第2項に規定する個人識別符号
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
 - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供され

たものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると広域連合長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると広域連合長が認めることにつき相当の理由がある情報
- (6) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの
- (7) 実施機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
 - ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
 - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ
 - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ
 - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
 - オ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政

法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(8) 公開することにより、人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

第10条第2項中「公開請求をしたもの（以下「請求者」という。）」を「請求者」に改める。

第12条中「その他他」を「その他」に改める。

第16条を次のように改める

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく行政文書の公開に係る手数料の額は、無料とする。ただし、規則で定めるところにより、作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第17条中「第16条の2の」を「第16条の2の規定による」に、「次の」を「次の各号の」に、「第22条の3第1項に規定する」を「神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和5年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第 号）第2条に規定する」に改め、「この章において」を削る。同条各号中「とき。」を「場合。」に改める。

第20条から第22条の2までを削り、「第4章 神奈川県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会」を「第4章 情報公開制度に関する諮問」に改め、第22条の3及び第23条を削り、第4章に次の1条を加える。

第20条 実施機関は、行政文書の公開制度の適正な運用に関し、特に必要であると認めるときは、審査会に諮問し、又は意見を求めることができる。

第24条から第27条までを3条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【このページは空白です】

議案第 4 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する
条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員の定年が引き上げられることとされた。当広域連合は全職員が県内各市からの派遣で成り立っているため、これまで定年条例は必要なかったが、今回の改正により管理監督職勤務上限年齢制や定年前再任用短時間勤務制が導入され、これらについて定める必要が生じたため、条例を制定する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する
条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条）

第5章 雑則（第13条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 定年制度

（定年による退職）

第2条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢65年とする。

（定年による退職の特例）

第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（第9条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（第9条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び第3章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期間は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（1）当該職員が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当

該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
 - (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えないことができる。
 - 3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。
 - 4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。
 - 5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

（定年に関する施策の調査）

第5条 広域連合長は、職員の定年に関する事務の適正な運営を確保するため、職員の定年に関する制度の実施に関する施策を調査研究し、その権限に属する事務について適切な方策を講ずるものとする。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、事務局規則で定める事務局長、事務局次長、課長及び担当課長並びに会計管理者とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以

下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職について適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等を行った職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。
(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること

- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること
- 2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えないことができる。
- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延

長することができる。

(異動期間の延長等に係る職員の同意)

第10条 任命権者は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に到達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行する。

(定年に関する経過措置)

第2条 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

第3条 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに第3条第2項、条例制定前の第3条第1項第1号及び同条第2項に掲げる職員を除く。以下この条において同じ。）が年齢60年（第7条各号に掲げる職を占める職員にあっては当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この条において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この条において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

第4条 任命権者は、施行日（この条例の施行の日をいう。以下同じ。）前にこの条例制定前に勤務しており、かつ、条例制定前に定められた勤務延長期限が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧勤務延長職員」という。）について、旧勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、条例第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員の定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における定年（条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における定年（基準日が施行日である場合には、年齢60年）を超える職（基準日におけ

る定年が条例第3条第1項に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)(以下「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る定年(基準日が施行日である場合には、年齢60年)に達している職員(当該規則で定める職にあつては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、または転任することができない。

3 条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下この条から附則第6条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る年齢60年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に定年により退職した者

(2) 条例制定前に勤務延長して勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用(令和3年改正法による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。)をされたことがある者

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を

定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に条例第2条の規定により退職した者
 - (2) 施行日以後に条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
 - (3) 施行日以後に条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (4) 施行日以後に条例第13条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
 - (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者
 - (6) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがある者
- 3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。
- 4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、附則第7条第1項若しくは第2項又は附則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。
- 5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。
- 第6条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、附則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る年齢60年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の

4 第4項の規定にかかわらず、附則第5条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における条例定年をいう。次条第2項及び附則第10条において同じ。）に達している者（条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、附則第5条第3項から第5項までの規定を準用する。

（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第7条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第8条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、年齢60年とする。

（令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員）

第9条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条から第6条までの規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における条例定年が基準日の前日における条例定年を超える職とする。

- (1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）
- (2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）
- 2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る条例定年に達している者とする。
- 3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る条例定年に達している者とする。
(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第10条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における条例定年相当年齢が基準日の前日における条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における条例定年相当年齢が条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この条において「条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る条例定年相当年齢に達している者（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者）を条例第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員（以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該条例原則定年相当引上げ短時間勤務職に係る条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第11条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は年齢60年とする。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第12条 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第2項」に、「職員」を「職員（派遣元の市町村において、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用され、広域連合に派遣された職員を含む。）」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第3条及び第4条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

第14条及び第21条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前提任用短時間勤務職員」に改める。

附則を次のように加える。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第3号。以下この条において「新条例」という。）第2条第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員とみなして、新条例の規定を適用する。

（神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正）

第13条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の方法及び効果に関する条例（平成19年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条中「法第29条第1項に規定する減給は、」の次に「1日以上」を加え、「の範囲内で、給料の月額及びこれに対する地域手当」を「の期間、その発令の日に受ける給料及びこれに対する地域手当」に改め、「10分の1以下を減ずるものとする。」の次に「この場合において、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。」を加える。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第14条 神奈川県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第15条 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例(平成29年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号の次に次のように加える。

(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員とする。」を「次に掲げる職員とする。」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第4条の規定により引き続いて勤務している職員

(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員

第19条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同号及び第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

【このページは空白です】

議案第 5 号

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する条例について

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成 1 9 年政令第 3 1 8 号）
第 1 8 条第 4 項第 1 号及び第 4 号を改正することに伴い、標記条例の一部
を改正する必要性が生じたため、この条例案を提出する。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する条例

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「28万5千円」を「29万円」に、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 6 号

令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正
予算（第 1 号）について

令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1
号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 601,611 千円を追加し、
歳入歳出それぞれ 4,792,279 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補
正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準
用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度神奈川県後期高
齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 4 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算（第 1 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金		1	601,611	601,612
	1. 繰越金	1	601,611	601,612
歳入合計		4,190,668	601,611	4,792,279

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2. 総務費		4,179,200	601,611	4,780,811
	1. 総務管理費	4,178,785	601,611	4,780,396
歳 出 合 計		4,190,668	601,611	4,792,279

【このページは空白です】

令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰越金	1	601,611	601,612
歳入合計	4,190,668	601,611	4,792,279

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	4,179,200	601,611	4,780,811			601,611	
歳 出 合 計	4,190,668	601,611	4,792,279			601,611	

2 歳 入

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	1	601,611	601,612
計	1	601,611	601,612

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	601,611	○前年度繰越金

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般管理費	4,178,741	265,394	4,444,135			265,394	
2. 財政調整基金費	44	336,217	336,261			336,217	
計	4,178,785	601,611	4,780,396			601,611	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	30,088	○広域連合運営管理費 22. 償還金、利子及び割引料 償還金 27. 繰出金 特別会計繰出金
27. 繰出金	235,306	
24. 積立金	336,217	○財政調整基金費 24. 積立金 財政調整基金積立金

【このページは空白です】

議案第 7 号

令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 12,691,306 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1,035,575,385 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

（提案理由）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）案を提出する。

【このページは空白です】

令和 4 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金		209,750,948	△1,887,730	207,863,218
	1. 市町村負担金	209,750,948	△1,887,730	207,863,218
7. 繰入金		7,731,371	235,306	7,966,677
	2. 他会計繰入金	1	235,306	235,307
8. 繰越金		6,772,473	14,343,730	21,116,203
	1. 繰越金	6,772,473	14,343,730	21,116,203
歳入合計		1,022,884,079	12,691,306	1,035,575,385

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 基金積立金		368	7,543,329	7,543,697
	1. 基金積立金	368	7,543,329	7,543,697
6. 諸支出金		10,303,000	5,147,977	15,450,977
	1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	5,147,977	15,450,977
歳 出 合 計		1,022,884,079	12,691,306	1,035,575,385

【このページは空白です】

令和4年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 市町村支出金	209,750,948	△1,887,730	207,863,218
7. 繰入金	7,731,371	235,306	7,966,677
8. 繰越金	6,772,473	14,343,730	21,116,203
歳入合計	1,022,884,079	12,691,306	1,035,575,385

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
4. 基金積立金	368	7,543,329	7,543,697			7,543,329	
6. 諸支出金	10,303,000	5,147,977	15,450,977			5,147,977	
歳 出 合 計	1,022,884,079	12,691,306	1,035,575,385			12,691,306	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
2. 療養給付費負担金	76,186,833	△1,887,730	74,299,103
計	209,750,948	△1,887,730	207,863,218

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 一般会計繰入金	1	235,306	235,307
計	1	235,306	235,307

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 繰越金	6,772,473	14,343,730	21,116,203
計	6,772,473	14,343,730	21,116,203

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△1,887,730	○現年度分の療養給付費負担金 △1,887,730
		横浜市負担金 △584,188
		川崎市負担金 △278,315
		相模原市負担金 △76,720
		横須賀市負担金 △123,447
		平塚市負担金 △152,759
		鎌倉市負担金 △64,651
		藤沢市負担金 △160,564
		小田原市負担金 △88,930
		茅ヶ崎市負担金 23,849
		逗子市負担金 △7,302
		三浦市負担金 △38,851
		秦野市負担金 △18,874
		厚木市負担金 △20,175
		大和市負担金 △22,371
		伊勢原市負担金 31,176
		海老名市負担金 △29,744
		座間市負担金 △25,043
		南足柄市負担金 △8,518
		綾瀬市負担金 △13,150
		葉山町負担金 △9,652
		寒川町負担金 △10,512
		大磯町負担金 △50,828
		二宮町負担金 △45,441
		中井町負担金 △16,967
		大井町負担金 △28,347
		松田町負担金 △8,486
		山北町負担金 △2,878
		開成町負担金 △4,179
		箱根町負担金 5,403
		真鶴町負担金 △8,107
		湯河原町負担金 △40,654
		愛川町負担金 △2,287
		清川村負担金 △6,218

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 一般会計繰入金	235,306	○一般会計繰入金 235,306

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	14,343,730	○前年度繰越金 14,343,730

3 歳 出

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	324	7,543,329	7,543,653			7,543,329	
計	368	7,543,329	7,543,697			7,543,329	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	5,147,977	15,450,977			5,147,977	
計	10,303,000	5,147,977	15,450,977			5,147,977	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
24. 積立金	7,543,329	○療養給付費等支払準備基金積立金 7,543,329

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	5,147,977	○償還金及び還付加算金 5,147,977

【このページは空白です】

議案第 8 号

令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 について

令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4,560,300 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 3 月 2 8 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 2 条の規定において準用する同法第 9 6 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和 5 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算書

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		2,749,379
	1. 負担金	2,749,379
2. 国庫支出金		606,698
	1. 国庫補助金	606,698
3. 財産収入		42
	1. 財産運用収入	42
4. 繰入金		1,204,153
	1. 基金繰入金	1,204,153
5. 繰越金		1
	1. 繰越金	1
6. 諸収入		27
	1. 預金利子	26
	2. 雑入	1
歳 入 合 計		4,560,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 議会費		1,325
	1. 議会費	1,325
2. 総務費		4,548,975
	1. 総務管理費	4,548,557
	2. 選挙費	55
	3. 監査委員費	363
3. 予備費		10,000
	1. 予備費	10,000
歳 出 合 計		4,560,300

【このページは空白です】

令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

一般会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 分担金及び負担金	2,749,379	2,406,836	342,543
2. 国庫支出金	606,698	1,241,112	△634,414
3. 財産収入	42	43	△1
4. 繰入金	1,204,153	542,649	661,504
5. 繰越金	1	1	0
6. 諸収入	27	27	0
歳入合計	4,560,300	4,190,668	369,632

歳 出

(単位：千円)

款	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,325	1,468	△143				1,325
2. 総務費	4,548,975	4,179,200	369,775	606,698		1,204,223	2,738,054
3. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
歳 出 合 計	4,560,300	4,190,668	369,632	606,698		1,204,223	2,749,379

2 歳 入

(款) 1. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 事務費負担金	2,749,379	2,406,836	342,543
計	2,749,379	2,406,836	342,543

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 民生費国庫補助金	606,698	1,241,112	△634,414
計	606,698	1,241,112	△634,414

(款) 3. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 利子及び配当金	42	43	△1
計	42	43	△1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 事務費負担金	2,749,379	○事務費負担金 2,749,379
		横浜市負担金 1,057,651
		川崎市負担金 383,169
		相模原市負担金 209,538
		横須賀市負担金 132,435
		平塚市負担金 80,837
		鎌倉市負担金 63,429
		藤沢市負担金 129,245
		小田原市負担金 62,827
		茅ヶ崎市負担金 76,925
		逗子市負担金 24,389
		三浦市負担金 19,587
		秦野市負担金 53,100
		厚木市負担金 66,838
		大和市負担金 70,967
		伊勢原市負担金 33,259
		海老名市負担金 42,331
		座間市負担金 41,465
		南足柄市負担金 17,980
		綾瀬市負担金 29,462
		葉山町負担金 15,275
		寒川町負担金 18,373
		大磯町負担金 15,261
		二宮町負担金 14,170
		中井町負担金 7,194
		大井町負担金 9,357
		松田町負担金 7,807
		山北町負担金 7,751
		開成町負担金 9,418
		箱根町負担金 8,049
		真鶴町負担金 6,896
		湯河原町負担金 13,340
		愛川町負担金 15,968
		清川村負担金 5,086

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	606,697	○特別調整交付金 606,697
2. 後期高齢者医療制度 事業費補助金	1	○後期高齢者医療制度事業費補助金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 利子及び配当金	42	○財政調整基金運用利子 42

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整基金繰入金	1, 204, 153	542, 649	661, 504
計	1, 204, 153	542, 649	661, 504

(款) 5. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 繰越金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 6. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 預金利子	26	26	0
計	26	26	0

(款) 6. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 雑入	1	1	0
計	1	1	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整基金繰入金	1,204,153	○財政調整基金繰入金 1,204,153

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 前年度繰越金	1	○前年度繰越金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 預金利子	26	○預金利子 26

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 雑入	1	○雑入 1

3 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 議会費	1,325	1,468	△143				1,325
計	1,325	1,468	△143				1,325

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般管理費	4,317,640	4,178,741	138,899	606,698		1,204,180	2,506,762

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	416	○議会運営費	1,325
8. 旅費	265	1. 報酬	416
9. 交際費	14	広域連合議員報酬	416
10. 需用費	10	8. 旅費	265
11. 役務費	80	普通旅費	213
13. 使用料及び賃借料	540	費用弁償	52
		9. 交際費	14
		広域連合議会議長交際費	14
		10. 需用費	10
		食糧費	10
		11. 役務費	80
		通信運搬費	80
		13. 使用料及び賃借料	540
		広域連合議会会場使用料	500
		自動車借上料	40

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	12,923	○広域連合運営管理費	160,104
3. 職員手当等	2,489	1. 報酬	12,923
4. 共済費	2,453	委員報酬	480
7. 報償費	120	会計年度任用職員報酬	12,443
8. 旅費	2,509	3. 職員手当等	2,489
9. 交際費	30	会計年度任用職員手当等	2,489
10. 需用費	35,900	4. 共済費	2,453
11. 役務費	702,827	社会保険料事業主負担金	2,453
12. 委託料	2,440,487	7. 報償費	120
13. 使用料及び賃借料	264,664	報償費	120
17. 備品購入費	300	8. 旅費	2,509
18. 負担金、補助及び交付金	852,936	普通旅費	893
		費用弁償	1,616
		9. 交際費	30
		広域連合長交際費	30
		10. 需用費	14,185
		消耗品費	5,619
		食糧費	37
		印刷製本費	122
		光熱水費	8,207
		修繕料	200
		11. 役務費	3,500
		通信運搬費	3,416
		手数料	84
		12. 委託料	56,304
		高齢者医療事業実施委託料	42,637
		その他委託料	13,667
		13. 使用料及び賃借料	64,531
		○A機器使用料及び賃借料	18,700

目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		事務所借上料	45,705
		自動車借上料	10
		放送受信料	15
		その他の使用料及び賃借料	101
		17. 備品購入費	300
		庁内器具購入費	300
		18. 負担金、補助及び交付金	758
		負担金等	758
		22. 償還金、利子及び割引料	1
		償還金	1
		27. 繰出金	1
		特別会計繰出金	1
		○広域連合事業費負担金	405,077
		18. 負担金、補助及び交付金	405,077
		市派遣職員人件費負担金	405,077
		○会計関係費	604
		10. 需用費	29
		消耗品費	29
		11. 役務費	528
		通信運搬費	528
		13. 使用料及び賃借料	47
		○A機器使用料及び賃借料	47
		○保険料関係事業費	21,886
		10. 需用費	2,371
		消耗品費	3
		印刷製本費	2,368
		11. 役務費	13,438
		通信運搬費	11,424
		手数料	2,014
		12. 委託料	6,077
		保険料関係委託料	6,077
		○資格管理事業費	168,467
		10. 需用費	5,623
		消耗品費	110
		印刷製本費	5,513
		11. 役務費	127,238
		通信運搬費	127,238
		12. 委託料	35,606
		資格関係委託料	35,606
		○給付関係事業費	785,474
		10. 需用費	1,666
		消耗品費	310
		印刷製本費	1,356
		11. 役務費	302,935
		通信運搬費	302,935
		12. 委託料	480,873
		給付関係委託料	480,873

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 財政調整基金費	230,917	44	230,873			43	230,874
計	4,548,557	4,178,785	369,772	606,698		1,204,223	2,737,636

(款) 2. 総務費

(項) 2. 選挙費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	55	62	△7				55
計	55	62	△7				55

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		○医療費適正化事業費	836,737
		10. 需用費	908
		消耗品費	425
		印刷製本費	483
		11. 役務費	195,386
		通信運搬費	195,331
		手数料	55
		12. 委託料	640,293
		医療費適正化事業委託料	640,293
		18. 負担金、補助及び交付金	150
		負担金等	150
		○電算システム関係費	1,873,727
		10. 需用費	359
		消耗品費	359
		11. 役務費	59,655
		通信運搬費	59,655
		12. 委託料	1,166,676
		システム関係委託料	1,166,676
		13. 使用料及び賃借料	200,086
		○A機器使用料及び賃借料	200,086
		18. 負担金、補助及び交付金	446,951
		負担金等	446,951
		○広報広聴活動関係費	65,564
		10. 需用費	10,759
		消耗品費	10
		印刷製本費	10,749
		11. 役務費	147
		通信運搬費	147
		12. 委託料	54,658
		広報広聴関係委託料	54,658
24. 積立金	230,917	○財政調整基金費	230,917
		24. 積立金	230,917
		財政調整基金積立金	230,917

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	25	○選挙管理運営費	55
8. 旅費	29	1. 報酬	25
10. 需用費	1	委員報酬	25
		8. 旅費	29
		普通旅費	23
		費用弁償	6
		10. 需用費	1
		食糧費	1

(款) 2. 総務費

(項) 3. 監査委員費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	363	353	10				363
計	363	353	10				363

(款) 3. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	10,000	10,000	0				10,000
計	10,000	10,000	0				10,000

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	292	○監査委員費	363
8. 旅費	64	1. 報酬	292
10. 需用費	7	委員報酬	292
		8. 旅費	64
		普通旅費	28
		委員旅費費用弁償	36
		10. 需用費	7
		消耗品費	3
		食糧費	4

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
28. 予備費	10,000	○予備費	10,000
		28. 予備費	10,000
		予備費	10,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 分担金及び負担金	2,749,379	60.3%	1. 議会費	1,325	0.0%
2. 国庫支出金	606,698	13.3%	2. 総務費	4,548,975	99.8%
3. 財産収入	42	0.0%	3. 予備費	10,000	0.2%
4. 繰入金	1,204,153	26.4%			
5. 繰越金	1	0.0%			
6. 諸収入	27	0.0%			
歳入合計	4,560,300	100.0%	歳出合計	4,560,300	100.0%

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	計			
本 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
前 年 度	長等	3人	0	0	0	0	0	
	議員	20人	416	0	0	416	0	416
	その他の 特別職	11人	797	0	0	797	0	797
	計	34人	1,213	0	0	1,213	0	1,213
比 較	長等	0人	0	0	0	0	0	
	議員	0人	0	0	0	0	0	
	その他の 特別職	0人	0	0	0	0	0	
	計	0人	0	0	0	0	0	

2 一般職

(1) 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数	給 与 費				共済費	合計	備 考
		報酬	給料	職員手当	合計			
本 年 度	5人	12,443	0	2,489	14,932	2,453	17,385	
前 年 度	5人	11,468	0	2,437	13,905	2,681	16,586	
比 較	0人	975	0	52	1,027	△ 228	799	

【このページは空白です】

議案第 9 号

令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について

令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,077,181,912 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、87,800,000 千円と定める。

令和 5 年 3 月 28 日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

(提案理由)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定において準用する同法第 96 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算案を提出する。

【このページは空白です】

令和 5 年度

神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算書

第 1 表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1. 市町村支出金		220,459,860
	1. 市町村負担金	220,459,860
2. 国庫支出金		302,644,506
	1. 国庫負担金	247,625,636
	2. 国庫補助金	55,018,870
3. 県支出金		87,039,411
	1. 県負担金	87,039,411
4. 支払基金交付金		448,664,777
	1. 支払基金交付金	448,664,777
5. 特別高額医療費共同事業交付金		720,332
	1. 特別高額医療費共同事業交付金	720,332
6. 財産収入		364
	1. 財産運用収入	364
7. 繰入金		8,791,334
	1. 基金繰入金	8,791,333
	2. 他会計繰入金	1
8. 繰越金		7,777,549
	1. 繰越金	7,777,549
9. 県財政安定化基金借入金		1
	1. 県財政安定化基金借入金	1
10. 諸収入		1,083,778
	1. 預金利子	1,000
	2. 雑入	1,082,778
歳入	合 計	1,077,181,912

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1. 保険給付費		1,059,894,328
	1. 保険給付費	1,059,894,328
2. 特別高額医療費共同事業拠出金		864,399
	1. 特別高額医療費共同事業拠出金	864,399
3. 保健事業費		6,015,821
	1. 健康保持増進事業費	6,015,821
4. 基金積立金		364
	1. 基金積立金	364
5. 公債費		4,000
	1. 利子	4,000
6. 諸支出金		10,303,000
	1. 償還金及び還付加算金	10,303,000
7. 予備費		100,000
	1. 予備費	100,000
歳 出	合 計	1,077,181,912

【このページは空白です】

令和5年度神奈川県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計予算に関する説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1. 市町村支出金	220,459,860	209,750,948	10,708,912
2. 国庫支出金	302,644,506	285,893,172	16,751,334
3. 県支出金	87,039,411	84,496,818	2,542,593
4. 支払基金交付金	448,664,777	426,589,536	22,075,241
5. 特別高額医療費共同事業交付金	720,332	498,922	221,410
6. 財産収入	364	368	△4
7. 繰入金	8,791,334	7,731,371	1,059,963
8. 繰越金	7,777,549	6,772,473	1,005,076
9. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
10. 諸収入	1,083,778	1,150,470	△66,692
歳入合計	1,077,181,912	1,022,884,079	54,297,833

歳 出

(単位：千円)

款	本年度 予算額	前年度 予算額	比 較	本年度予算額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保険給付費	1,059,894,328	1,006,622,610	53,271,718	387,598,461		672,295,867	
特別高額医 2. 療費共同事業 業拠出金	864,399	665,230	199,169	144,067		720,332	
3. 保健事業費	6,015,821	5,191,871	823,950	1,941,385		4,074,436	
4. 基金積立金	364	368	△4			364	
5. 公債費	4,000	1,000	3,000			4,000	
6. 諸支出金	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	
7. 予備費	100,000	100,000	0			100,000	
歳 出 合 計	1,077,181,912	1,022,884,079	54,297,833	389,683,917		687,497,995	

2 歳 入

(款) 1. 市町村支出金

(項) 1. 市町村負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 保険料等負担金	140,166,746	133,564,115	6,602,631

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 保険料納付金	122,093,923	○保険料納付金	122,093,923
		横浜市納付金	50,199,762
		川崎市納付金	16,067,386
		相模原市納付金	9,071,012
		横須賀市納付金	6,099,823
		平塚市納付金	3,365,585
		鎌倉市納付金	3,716,802
		藤沢市納付金	6,145,012
		小田原市納付金	2,605,872
		茅ヶ崎市納付金	3,557,907
		逗子市納付金	1,152,740
		三浦市納付金	698,338
		秦野市納付金	2,293,649
		厚木市納付金	2,960,393
		大和市納付金	2,951,114
		伊勢原市納付金	1,359,247
		海老名市納付金	1,784,648
		座間市納付金	1,556,248
		南足柄市納付金	686,051
		綾瀬市納付金	1,186,543
		葉山町納付金	675,162
		寒川町納付金	611,695
		大磯町納付金	621,250
		二宮町納付金	546,128
		中井町納付金	154,721
		大井町納付金	232,311
		松田町納付金	160,324
		山北町納付金	165,436
		開成町納付金	227,684
		箱根町納付金	174,158
		真鶴町納付金	117,221
湯河原町納付金	407,338		
愛川町納付金	485,097		
清川村納付金	39,266		
保険料延滞金	18,000		
2. 滞納繰越金	332,806	○滞納繰越金	332,806
		横浜市納付金	92,398
		川崎市納付金	43,163
		相模原市納付金	39,637
		横須賀市納付金	34,501
		平塚市納付金	23,830
		鎌倉市納付金	8,521
		藤沢市納付金	10,778
		小田原市納付金	11,950
		茅ヶ崎市納付金	5,195
		逗子市納付金	5,784
		三浦市納付金	2,811
		秦野市納付金	3,323
厚木市納付金	11,859		
大和市納付金	6,149		

目	本 年 度	前 年 度	比 較
(保険料等負担金)			

節		説明	
区分	金額		
		伊勢原市納付金	3,296
		海老名市納付金	5,428
		座間市納付金	4,054
		南足柄市納付金	677
		綾瀬市納付金	3,942
		葉山町納付金	3,671
		寒川町納付金	2,110
		大磯町納付金	3,251
		二宮町納付金	1,390
		中井町納付金	335
		大井町納付金	1
		松田町納付金	777
		山北町納付金	920
		開成町納付金	163
		箱根町納付金	360
		真鶴町納付金	883
		湯河原町納付金	774
		愛川町納付金	874
		清川村納付金	1
3. 保険基盤安定制度 拠出金	17,740,017	○保険基盤安定制度拠出金	17,740,017
		横浜市拠出金	6,934,058
		川崎市拠出金	2,285,162
		相模原市拠出金	1,448,764
		横須賀市拠出金	987,680
		平塚市拠出金	577,540
		鎌倉市拠出金	415,183
		藤沢市拠出金	814,073
		小田原市拠出金	469,015
		茅ヶ崎市拠出金	500,305
		逗子市拠出金	142,230
		三浦市拠出金	152,014
		秦野市拠出金	375,832
		厚木市拠出金	425,484
		大和市拠出金	453,240
		伊勢原市拠出金	209,423
		海老名市拠出金	238,042
		座間市拠出金	273,556
		南足柄市拠出金	99,691
		綾瀬市拠出金	183,391
		葉山町拠出金	74,262
		寒川町拠出金	105,121
		大磯町拠出金	85,425
		二宮町拠出金	77,925
		中井町拠出金	22,585
		大井町拠出金	38,058
		松田町拠出金	27,714
		山北町拠出金	28,145
		開成町拠出金	32,067
		箱根町拠出金	36,765
		真鶴町拠出金	29,653
		湯河原町拠出金	96,458
		愛川町拠出金	93,527
		清川村拠出金	7,629

目	本 年 度	前 年 度	比 較
2. 療養給付費負担金	80,293,114	76,186,833	4,106,281
計	220,459,860	209,750,948	10,708,912

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 現年度分	80,293,114	○現年度分の療養給付費負担金	80,293,114
		横浜市負担金	32,020,516
		川崎市負担金	10,699,124
		相模原市負担金	6,206,579
		横須賀市負担金	4,644,881
		平塚市負担金	2,543,258
		鎌倉市負担金	1,945,817
		藤沢市負担金	3,667,554
		小田原市負担金	1,963,865
		茅ヶ崎市負担金	2,313,336
		逗子市負担金	684,500
		三浦市負担金	629,030
		秦野市負担金	1,636,252
		厚木市負担金	1,796,913
		大和市負担金	1,914,614
		伊勢原市負担金	953,903
		海老名市負担金	1,091,033
		座間市負担金	1,142,427
		南足柄市負担金	457,624
		綾瀬市負担金	801,924
		葉山町負担金	349,856
		寒川町負担金	455,671
		大磯町負担金	360,902
		二宮町負担金	335,586
		中井町負担金	111,320
		大井町負担金	150,728
		松田町負担金	120,922
		山北町負担金	134,302
		開成町負担金	157,899
		箱根町負担金	143,155
		真鶴町負担金	105,411
		湯河原町負担金	368,208
		愛川町負担金	353,832
		清川村負担金	32,172

(款) 2. 国庫支出金

(項) 1. 国庫負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	240,879,340	228,560,497	12,318,843
2. 高額医療費負担金	6,746,296	6,216,436	529,860
計	247,625,636	234,776,933	12,848,703

(款) 2. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 財政調整交付金	54,203,955	50,336,897	3,867,058
2. 後期高齢者医療制度事業費補助金	814,914	779,341	35,573
3. 災害臨時特例補助金	1	1	0
計	55,018,870	51,116,239	3,902,631

(款) 3. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 療養給付費負担金	80,293,115	78,003,578	2,289,537
2. 高額医療費負担金	6,746,296	6,493,240	253,056
計	87,039,411	84,496,818	2,542,593

(款) 4. 支払基金交付金

(項) 1. 支払基金交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 後期高齢者交付金	448,664,777	426,589,536	22,075,241
計	448,664,777	426,589,536	22,075,241

(款) 5. 特別高額医療費共同事業交付金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業交付金

目	本 年 度	前 年 度	比 較
1. 特別高額医療費共同事業交付金	720,332	498,922	221,410
計	720,332	498,922	221,410

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	240,879,339	○現年度分の療養給付費負担金 240,879,339
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	6,746,295	○現年度分の高額医療費負担金 6,746,295
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 財政調整交付金	54,203,955	○普通調整交付金 52,917,097 ○特別調整交付金 1,286,858
1. 健康診査事業補助金	670,847	670,847
2. 特別高額医療費共同事業補助金	144,067	144,067
1. 災害臨時特例補助金	1	1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	80,293,114	○現年度分の療養給付費負担金 80,293,114
2. 過年度分	1	○過年度分の療養給付費負担金 1
1. 現年度分	6,746,295	○現年度分の高額医療費負担金 6,746,295
2. 過年度分	1	○過年度分の高額医療費負担金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	448,664,776	○現年度分の後期高齢者交付金 448,664,776
2. 過年度分	1	○過年度分の後期高齢者交付金 1

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1. 特別高額医療費共同事業交付金	720,332	○特別高額医療費共同事業交付金 720,332

(款) 6. 財産収入

(項) 1. 財産運用収入

目	本年度	前年度	比較
1. 利子及び配当金	364	368	△4
計	364	368	△4

(款) 7. 繰入金

(項) 1. 基金繰入金

目	本年度	前年度	比較
1. 基金繰入金	8,791,333	7,731,370	1,059,963
計	8,791,333	7,731,370	1,059,963

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 他会計繰入金

目	本年度	前年度	比較
1. 一般会計繰入金	1	1	0
計	1	1	0

(款) 8. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	本年度	前年度	比較
1. 繰越金	7,777,549	6,772,473	1,005,076
計	7,777,549	6,772,473	1,005,076

(款) 9. 県財政安定化基金借入金

(項) 1. 県財政安定化基金借入金

目	本年度	前年度	比較
1. 県財政安定化基金借入金	1	1	0
計	1	1	0

(款)10. 諸収入

(項) 1. 預金利子

目	本年度	前年度	比較
1. 預金利子	1,000	1,000	0
計	1,000	1,000	0

(款)10. 諸収入

(項) 2. 雑入

目	本年度	前年度	比較
1. 第三者納付金	802,337	831,000	△28,663
2. 返納金	280,440	318,469	△38,029
3. 雑入	1	1	0
計	1,082,778	1,149,470	△66,692

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 療養給付費等支払準備基金 利子及び配当金		324	○療養給付費等支払準備基金運用利子	324
2. 保健事業等支援基金 利子及び配当金		40	○保健事業等支援基金運用利子	40

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 療養給付費等準備基金 繰入金		8,591,333	○療養給付費等支払準備基金繰入金	8,591,333
2. 保健事業等支援基金 繰入金		200,000	○保健事業等支援基金繰入金	200,000

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 一般会計繰入金		1	○一般会計繰入金	1

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 繰越金		7,777,549	○前年度繰越金	7,777,549

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 県財政安定化基金借 入金		1	○県財政安定化基金借入金	1

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 預金利子		1,000	○預金利子	1,000

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 第三者納付金		802,337	○第三者納付金	802,337
1. 返納金		280,440	○医療機関等返納金	31,998
			○負担割合相違等返納金	246,534
			負担割合相違返納金	154,971
			資格喪失返納金	91,563
			○その他返納金	1,908
1. 雑入		1	○雑入	1

3 歳 出

(款) 1. 保険給付費

(項) 1. 保険給付費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等	1,053,945,917	1,001,031,411	52,914,506	387,582,141		666,363,776	
2. 審査支払手数料	2,567,088	2,377,611	189,477			2,567,088	
3. 葬祭費	3,364,850	3,207,000	157,850			3,364,850	
4. 傷病手当金	16,473	6,588	9,885	16,320		153	
計	1,059,894,328	1,006,622,610	53,271,718	387,598,461		672,295,867	

(款) 2. 特別高額医療費共同事業拠出金

(項) 1. 特別高額医療費共同事業拠出金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 特別高額医療費共同事業拠出金	864,399	665,230	199,169	144,067		720,332	
計	864,399	665,230	199,169	144,067		720,332	

(款) 3. 保健事業費

(項) 1. 健康保持増進事業費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 健康診査事業費	4,088,122	3,745,355	342,767	670,847		3,417,275	
2. 一体的実施事業費	1,371,480	911,680	459,800	914,320		457,160	
3. その他事業費	556,219	534,836	21,383	356,218		200,001	
計	6,015,821	5,191,871	823,950	1,941,385		4,074,436	

(款) 4. 基金積立金

(項) 1. 基金積立金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 療養給付費等支払準備基金積立金	324	324	0			324	
2. 保健事業等支援基金積立金	40	44	△4			40	
計	364	368	△4			364	

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	1,053,945,917	○療養給付費等 療養給付費 療養費等 高額療養費等	1,053,945,917 991,025,345 14,333,665 48,586,907
11. 役務費	2,567,088	○審査支払手数料	2,567,088
18. 負担金、補助及び交付金	3,364,850	○葬祭費	3,364,850
10. 需用費	13	○傷病手当金	16,473
11. 役務費	140		
18. 負担金、補助及び交付金	16,320		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金、補助及び交付金	864,399	○特別高額医療費共同事業拠出金	864,399

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11. 役務費	9,926	○健康診査事業補助金	4,004,866
12. 委託料	73,330		
18. 負担金、補助及び交付金	4,004,866	○歯科健康診査事業費	83,256
12. 委託料	1,371,480	○一体的実施事業費	1,371,480
7. 報償費	332	○その他保健事業費	556,219
11. 役務費	3,236		
12. 委託料	64,718		
18. 負担金、補助及び交付金	487,933		

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
24. 積立金	324	○療養給付費等支払準備基金積立金	324
24. 積立金	40	○保健事業等支援基金積立金	40

(款) 5. 公債費

(項) 1. 利子

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 利子	4,000	1,000	3,000			4,000	
計	4,000	1,000	3,000			4,000	

(款) 6. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 償還金及び還付加算金	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	
計	10,303,000	10,303,000	0	4		10,302,996	

(款) 7. 予備費

(項) 1. 予備費

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 予備費	100,000	100,000	0			100,000	
計	100,000	100,000	0			100,000	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	4,000	○利子 4,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
22. 償還金、利子及び割引料	10,303,000	○償還金及び還付加算金 10,303,000 保険料還付金 300,000 還付加算金 3,000 償還金 10,000,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		○予備費 100,000

歳入歳出予算構成比

(単位：千円)

款	金額	構成比	款	金額	構成比
1. 市町村支出金	220,459,860	20.5%	1. 保険給付費	1,059,894,328	98.4%
2. 国庫支出金	302,644,506	28.1%	2. 特別高額医療費共同 事業拠出金	864,399	0.1%
3. 県支出金	87,039,411	8.1%	3. 保健事業費	6,015,821	0.6%
4. 支払基金交付金	448,664,777	41.6%	4. 基金積立金	364	0.0%
5. 特別高額医療費共同 事業交付金	720,332	0.1%	5. 公債費	4,000	0.0%
6. 財産収入	364	0.0%	6. 諸支出金	10,303,000	0.9%
7. 繰入金	8,791,334	0.8%	7. 予備費	100,000	0.0%
8. 繰越金	7,777,549	0.7%			
9. 県財政安定化基金借 入金	1	0.0%			
10. 諸収入	1,083,778	0.1%			
歳入合計	1,077,181,912	100.0%	歳出合計	1,077,181,912	100.0%

議案第10号

訴えの提起について

別紙のとおり訴えの提起をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月28日 提出

神奈川県後期高齢者医療広域連合長 上 地 克 明

（提案理由）

第三者行為による損害賠償請求権に基づき、損害賠償金を相手方に求償したところ、症状固定後の保険給付分は事故との因果関係がないと主張して請求に応じないため、訴えによりその支払いを求めるものである。

訴えの提起について

1 相手方

東京都 個人

2 事件の要旨

- (1) 平成30年10月23日神奈川県後期高齢者医療被保険者（以下「被害者」という。）は、自転車にて走行中、相手方の運転する普通乗用車と接触し、頭部外傷による硬膜下血腫により入院した。
- (2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）は、被害者が相手方に対して有する損害賠償請求権を代位取得した。
- (3) 広域連合は、相手方に損害賠償金を請求したが支払われなかった。よって、広域連合は、相手方に対し次の請求の内容により東京地方裁判所に提起する。

3 請求の趣旨

- (1) 相手方に対し損害賠償金 20,223,200 円の支払いを求めるもの。
- (2) 上記の金額につき、平成30年10月23日から支払済みまで年5分の割合で遅延損害金の支払いを求めるもの。
- (3) 相手方に対し訴訟費用の負担を求めるもの。

4 訴訟遂行の方針

- (1) 判決の結果必要があるときは、上訴する。
- (2) 必要があるときは、適当と認める条件で和解することができるものとする。